

など所得税の還付申告を受け付けます

住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築や購入、増改築などをしたときには、一定の要件にあてはまれば、入居した年から10年間（入居日が平成13年7月1日以後の場合）、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

控除を受けるための手続 住宅借入金等特別控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。ただし、サラリーマンの方は、1年目に確定申告をすると2年目以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています。

申告に必要な書類 下表の添付書類と平成16年分給与所得の源泉徴収票・印鑑・申告者名義の預貯金の口座番号が分かるものが必要です。

控除額の計算 住宅ローン等の年末残高×1%＝控除額（最高50万円、100円未満の端数切り捨て）

控除を受けるための要件と必要な添付書類（マイホームを新築または購入をして、平成16年中に居住の用に供した場合）

	要件	必要な添付書類
新築住宅	<ul style="list-style-type: none">①住宅取得後6ヶ月以内に入居し、引き続き居住していること②家屋の床面積（登記面積）が50m²以上であること③床面積の1/2以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること④控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下であること⑤民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローン等を利用していること⑥住宅ローン等の返済期間が10年以上で、しかも月賦のよう分割して返済すること	<ul style="list-style-type: none">a)住民票の写しb)家屋の登記事項証明書（登記簿謄（抄）本）c)請負契約書、売買契約書の写し（家屋の取得価格を明らかにする書類の写し）d)住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（2カ所以上から交付を受けている場合は、そのすべての証明書）e)住宅ローン等に含まれる敷地等の購入に係るローン等についてもこの控除の適用を受ける場合は、a)～d)に加えて、<ul style="list-style-type: none">①敷地等の登記事項証明書（登記簿謄（抄）本）②敷地等の売買契約書の写し（敷地等の取得価格を明らかにする書類の写し）

※入居年が平成14年以前の場合は、控除期間・控除額が異なる場合があります。また、増改築および中古住宅の購入については、要件・添付書類が異なりますのでご注意ください。そのほか、住宅ローン等には家屋の新築や購入とともに、その敷地等の購入に係るローン等で一定のものが含まれますが、敷地等の購入に係る住宅ローン等の年末残高があつても、家屋の新築や購入に係る住宅ローン等の年末残高がない場合には、住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。

医療費控除

あなたが、自分や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるとき、次の算式によって求めた額を、医療費控除として所得から差し引くことができます。

●医療費控除額の計算方法

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} = A$$
$$A - 10\text{万円または所得の5%のいずれか少ない金額} = \text{医療費控除額(最高200万円)}$$

注1…保険金などで補てんされる金額とは、社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金などのほか、医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金のことです。

注2…医療費控除で軽減される税額は、その人に適用される税率により異なります。

●医療費控除に必要なもの

- ・平成16年中に支払った領収書（薬局に支払った場合は薬品名の記入があること）
- ・健康保険や生命保険で補てんを受けた場合は、明細が分かるもの
- ・平成16年分給与所得の源泉徴収票
- ・印鑑
- ・申告者名義の預貯金の口座番号が分かるもの

※このコーナーに関するご質問などは、多治見税務署（☎②0101）または市役所税務課（内線171・172）へどうぞ。

住宅借入金等特別控除・医療費控除

申告受け付けは

文化プラザ・
ルナホール
で行います

従来、市役所での申告受け付けは、
庁舎1階の税務課を会場としていましたが、一昨年から、会場を市役所隣の
文化プラザ・ルナホールに変更して行っています（税務課では申告受け付けを行いませんのでご注意ください）。

また、公民館など各出先機関での受付時には、文化プラザ・ルナホールでの申告受け付けは行いませんのでご注意ください。

申告受け付けの詳しい日程については「広報とき2月1日号」でお知らせしますのでご覧ください。

多治見税務署と市では、次の方を対象に平成16年分の所得税の還付申告を受け付けます。住宅借入金等特別控除、医療費控除を受ける方、年末調整で控除漏れのあった方、中途退職した方などはお出かけください。

◆受付日時と場所

	月　　日	時　　間	場　　所
住宅借入金等特別控除	2月 4日（金）	午前10時～ 午後1時30分～ の2回 (1回2時間程度)	文化プラザ・ ルナホール
医療費控除・年末調整で控除漏れのあった方・ 中途退職した方などの還付申告	2月 9日（水） 2月10日（木）	午前9時～午後4時	

①上記以外でも、多治見税務署では2月7日（月）から（土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時）還付申告を受け付けています（還付以外の申告については、2月16日（水）からの受け付けとなります）。

②2月4日（金）に文化プラザで申告される方は、黒のボールペンと計算機をお持ちください。

③2月4日（金）の住宅借入金等特別控除申告受け付けについては、給与所得者（サラリーマン）の方で住宅を新築または購入された方が対象となりますので、それ以外の方（自営業の方や住宅の増改築に係る申告）については、税務署（①参照）または市（会場は文化プラザ、日程は2月1日号でお知らせします）での申告受付期間にお出かけください。

税務署からのお願い

●申告書は自分で書いてお早めに！

平成16年分の所得税の確定申告書受付期間は、2月16日（水）から3月15日（火）までです（土・日曜日を除く）。税務署では、原則として職員による代筆は行いませんが、職員のアドバイスにより申告される方ご自身で申告書を作成していただける体制を整えています。また、申告書の提出は郵送でも結構です。郵送の場合は、多治見税務署（〒507-8706 多治見市音羽町1丁目35番地）までお送りください。

■国民年金に加入されている方へ

国民年金については、現在、社会保険事務所で収納事務を行っているため、市では加入されている方の納付額が把握できません。国民年金に加入している方で、申告により国民年金納付額の社会保険料控除を受けようとする方は、納付した領収証書を申告時にお持ちください。

※4頁下段参照

■自営業の方・譲渡所得のあった方へ

自営業の方および譲渡所得のあった方（土地・建物などを売却された方）については、多治見税務署でのみ納税相談（確定申告）を行います。そのため市役所にお越し頂いても受け付けられませんので、多治見税務署へお出かけください（白色申告の自営業の方で収支内訳書が作成済みの方は、市役所でも受け付けできます）。